

(様式第2号)

## 島本町障害者施策推進協議会 要点録

令和3年1月21日作成

会議の名称	令和2年度第2回・島本町障害者施策推進協議会		
会議の開催日時	令和2年12月22日(火) 午後2時00分～4時00分		
会議の開催場所	島本町役場地階 第五会議室		
公開の可否	可	傍聴者数	1人
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席者	委員	小寺会長、峯森副会長、赤塚委員、井戸委員、岩田委員、河野委員、幸島委員、徐委員、花田委員、陸野委員 (以上10名)	
	事務局		
会議の議題	(1) 第3次島本町障害者計画の進捗状況について (2) 「第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」の進捗状況について (3) 「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」の素案について		
決定事項等	別紙のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"><li>● 会議次第</li><li>● 資料5 第3次島本町障害者計画(平成30年度～令和5年度)の進捗状況(令和2年調査分)</li><li>● 資料6 「第5期島本町障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」の進捗状況</li><li>● 資料7 「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」素案</li><li>● 案件3に係る説明原稿</li></ul>		

# 令和2年度第2回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和2年12月22日(火)開催)

## 開会

### 会長

ただいまから、令和2年度第2回島本町障害者施策推進協議会を開催する。委員の出席状況の報告をお願いします。

### 事務局

本日は10名の委員が出席している。島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告する。

また、今回も、次期「障害福祉計画」の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ゴム手袋を用意した。マイクの使用については任意であるが、使用しない場合は大きめの声での発言をお願いします。

### 会長

配布資料の確認をお願いします。

### 事務局

配布資料を確認する。

(事務局から配布資料の確認)

### 会長

本日、1名の傍聴の申し出がある。島本町障害者施策推進協議会傍聴要領第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

### 会長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

### 会長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

## 【案件1】 第3次島本町障害者計画の進捗状況について

### 会 長

案件1「第3次島本町障害者計画の進捗状況について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

### 事務局

(資料5に基づき、説明)

### 会 長

質問や意見はないか。

### 委 員

コロナの影響でサービス提供を受けることを控えておられる方が多いが、障害者の方が生活されるうえで支障等はないか。

### 事務局

サービスについては、各事業所のご協力もいただきながら引き続き提供されているものと認識している。移動支援、同行援護等外出を支援するようなサービスは、緊急事態宣言下等では利用がかなり少なく、支障が出ているが、町として柔軟に対応している。

### 委 員

柔軟な対応で、安心した。コロナ禍で不安が募り抑うつ状態になられる方も多いと思うが、安心して生活できるようにお願いしたい。

### 委 員

本人と保護者の高齢化も重なって日常的な不安が大きいが、コロナの関係により保護者同士で話す場がない。このような状況でも何か始められるよう、考えていただきたい。

### 会 長

コロナはご家族の中での感染、通所者の方との濃厚接触など様々な場面が想定されるが、その場合、どういう所に相談されるか。

### 委 員

疑いがある場合は所定の手順を踏んで病院等に行くが、日常的に困っていることを話せる場がない。移動支援を今は利用されていない方も結構いるので、外へ出る機会がない。在宅の時間が増えてくると親子で顔を突き合わせる時間が長く、

いろいろな問題が起こる。一部の作業所ではそういうことも考え、工夫していただいているが、そういう所は少ないと思う。

#### 委員

ワクチンが来年供給されるという話があって医療従事者が優先のようだが、障害者の方の順番はどうなるのか。

#### 会長

優先順位は国で決めている。2月以降に優先度の高い人から接種が始まるのではないか。

#### 委員

先ほどの説明で虐待は島本町ではそれほど増えていないと言われたが、家の中にこもらざるを得ない状況が続くと親子関係がしんどくなり、一般的には増えるのではないかという認識を持っている。今はあまり相談できない状況なので、表に出ていないだけではないか。その方が心配なので、うまく把握できるよう町としての努力をお願いしたい。

#### 委員

3点ある。

1点目、3ページの「3・地域福祉」の「②民生委員・児童委員との連携」に10月末時点での相談・支援件数が388件と出ている。「2・権利擁護」でも相談等の件数が出ていて、ある意味これは定量的な評価だろうが、どういう内容の相談があってどのような支援をしたかということが大事だと思う。虐待も認定件数は0となっているが、そこには至らないものの危険の芽もある。そういう意味で、定量評価だけでなく定性評価も行い分析することが必要だと思う。一方、啓発事業や研修は、この場所でこういう啓発活動、研修をしたという内容は載っているのに参加者数等の定量評価がない。例えば定員100人のところ10人しか来なかったのか、あるいは定員をオーバーしたのかという具体的な数字を出せば地域住民に対する理解・啓発が届いているか推定できるので、正しい定量評価を出していただきたい。

2点目、15ページの最上段に自立支援給付サービスで6億1,417万円とあるが、これは予算だろうか。一方、4段目にある補装具費の支給・修理は50件、646万円と件数が載っているが、これは予算ではなく支出と認識していいか。

3点目、災害関係のことが26～27ページに載っている。地域にお住まいの障害者の方、高齢者の方等緊急時に自ら避難できない方について行政は把握していると思うが、現実にそれを有効なものとするために、ここに住んでいるこの人をこういう手段で避難させるという具体的なことを考えているか。災害時に配慮の必

要な方が島本町にいるか把握しているのか、また、避難時に一般市民を含め地域の様々なリソースの協力を得ることができるよう働きかけているかどうか。

#### **事務局**

3点目の質問に回答する。平成28年度に要介護や重度障害方の避難行動要支援者名簿を作成した。それ以降に要介護や重度障害となった方は、その都度決定通知とともに案内を送付して名簿の更新をしている。災害時に備えた個別計画の作成が必要になっているが、まだ至っていない状況である。平成30年度に大阪府北部地震があり、その際に名簿を活用し、民生委員等のご協力のもと、全ての方の安否確認を行った。避難は行政だけでサポートすることは難しく、民生委員や自主防災会、もしくは近隣住民の方にも手助けをいただく必要があると考えている。配慮や支援を要する方についてどのような計画を作成していくかが今後の課題であると認識している。

#### **事務局**

1点目の質問に回答する。虐待の認定件数が今年度0になっている中の相談としては、コロナの影響で親御さんが職を失い、障害のあるお子さんも家にいる時間が長いために親子関係が悪化したという内容である。虐待のカウントは0だがそこで終わりではなく、支援が必要な方でもあるので見守りを継続している。コロナを機会として今まで視野に入れていなかったサービスを利用される方も出てきた。先ほどのご相談の方もそうだが、グループホームに入居することになった方もいる。

#### **事務局**

- 1点目の定量の関係だが、研修等の参加者数等については記載を検討する。
- 2点目の自立支援給付サービスの金額は、予算ではなく決算見込額である。

#### **委員**

コロナの話に戻るが、グループホームで感染者が出るという不安が大きい。重症なら入院できるが、軽症の場合はグループホームで待機するとも聞いている。そうすると世話人さんが来てくれないのではないかと思う。物品についてはマスクの配布があり助かった。最近はフェイスシールドと防護服の配布があり、そういう物品も福祉推進課で用意していただき、コロナが発生したときに提供できる体制を整えておいていただきたい。

#### **事務局**

感染症の対応は保健所の所管であり、お示しできないのが実情であるが、連携していきたい。また、町としては、衛生用品については、マスク、手袋、ガウン、

フェイスシールドをクラスターが発生した場合に備えて備蓄している。

#### 事務局

グループホームで万が一感染者が出てクラスターが発生した場合に備え、大阪府が応援協定を取りまとめている。社会福祉施設については相互に事業所から人材を派遣する仕組みが構築されている。

#### 委員

13ページの「② 障害者相談支援事業の充実」について、前回の協議会で「ういっしゅ」が24時間対応の相談窓口ができると聞いたが、これまでどおり福祉推進課でも相談を受け付けていると捉えた。でも、知人が福祉推進課に相談に行くと、まずは「ういっしゅ」と言われた。であるならば、はっきりと提示していただきたい。

#### 事務局

混乱させてしまい申し訳ない。福祉サービスの利用には計画相談支援というものが、その方の支援内容の計画をつくるために計画相談支援の事業所に相談していただきたいとアナウンスをしたかと思う。ただ、まずはどこに相談すればよいかというのがわかりにくいため、それを今後の課題としたい。

#### 委員

「ういっしゅ」として、困っている人から相談があれば受けるというのは当然のことだと思うが、相談員は職員2名だけでキャパが切迫してきている。そのため、相談の体制については、福祉推進課と詰めていく必要があると思う。

#### 委員

緊急性がある時、福祉推進課から「ういっしゅ」に連絡してもらうのは可能か。

#### 事務局

もちろん連携はその都度させていただく。

#### 委員

ケースバイケースで対応していただけると理解する。

#### 委員

サービス計画をつくる際は計画相談支援の事業所に行けばいいが、緊急もしくは一般的な相談の場合、行政の窓口で受け付けることを標榜されるべきではない

か。特に緊急時はまず町で受けることを明確にしておいた方がいいのではないか。

#### 委員

本当は緊急事態でも、福祉推進課がこれは「ういっしゅ」における対応が妥当と判断した場合、ここに来ては無駄だと相談者の方に思われそうで不安である。例えばコロナ禍で子どもが混乱して暴れることに困って福祉推進課に行っても「ういっしゅ」に相談してくださいと言われるのか。「ういっしゅ」も現場がひっ迫しており、すぐには対応していただけないと思う。実際に相談できるまでの期間が不安なので、福祉推進課でも受け止めてほしい。

#### 事務局

相談に来られた方のお話をしっかり聞き、事業所に行く必要があるケースは、その旨丁寧に説明していく。

#### 委員

夜間等の役場が開いていないときでも「ういっしゅ」では対応してくれるのか。

#### 委員

そうだが、すぐに動くことはできない。24時間対応とは、あくまで電話相談を受けるということでご理解いただきたい。

#### 会長

コロナ対策のため、10分間の休憩を取る。

#### (休憩)

#### 会長

それでは再開する。

#### 事務局

先ほどの相談の件だが、一般的な相談として緊急で来られた場合、実際の対応が役場か「ういっしゅ」のどちらになるかは別として、お話は聞かせていただく。

#### 委員

福祉推進課でも「ういっしゅ」でも受け付けていただけると認識した。

#### 会長

地域の中で気軽に相談できる体制をどうつくっていくかが課題であり、力を注

いていただきたい。地域づくりという意味でも町と事業所が協働・連携していくことが必要だと思う。

#### 委員

「すばる」でも緊急的な一般相談があれば受ける。ただ、限りがある中で関係機関とどのように連携していくかが課題だと思う。

#### 事務局

それぞれの事業所で得意とする相談分野がある。得意分野については、その事業所を利用されていない方のご相談であっても、受けていただいていることと思う。相談支援事業所のネットワーク化はまだ構築されておらずそこが課題であり、町がコーディネートしていきたい。

### 【案件2】「第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)」の進捗状況について

#### 会長

案件2「第5期島本町障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)の進捗状況について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

(資料6に基づき、説明)

#### 会長

質問や意見はないか。

#### 委員

2ページの上段にある「(1) 児童発達支援センターの設置」「(2) 保育所等訪問支援の充実」の進捗状況を教えていただきたい。

#### 事務局

第5期障害福祉計画では未検討という形にしているが、次期計画の中で令和5年度末までに児童発達支援センターの設置と併せて保育所等訪問支援についても整備していくことを目標に掲げている。

#### 委員

1ページの最上段、「(1) 地域生活移行者の増加」について、第5期が0人なのは、対象者がいなかったということか。



## 事務局

地域移行に向けた話し合いを進めている方はいる。ただ、実際に退院となり環境が変わると戸惑われる。そのための訓練的なことも必要で、なかなかカウントできない状況にある。

## 事務局

児童発達支援センターの整備だが、各市町村もしくは各圏域に1か所整備することで、第5期計画時から町内での設置をめざし検討している。事業所への働きかけも進めてきたが、児童発達支援センターの整備には、一定の専門職配置、療育訓練、給食サービスの提供等事業所に課せられるハードルが高く、現在島本町内で児童発達支援センターを設置できる事業所はない。しかしながら、第6期中に児童発達支援を含む相談機能を有した事業所の整備計画があり、面的整備の形で、最終的には児童発達支援センターの機能も補完できるように進めていこうと考えている。

## 【案件3】「第6期障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)」の素案について

### 会長

案件3「第6期島本町障害福祉計画(第2期障害児福祉計画)の素案について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

### 事務局

(資料7に基づき、説明)

### 会長

質問や意見はないか。

### 委員

12ページのタイトルが「2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」となっているが、「にも」という表記は適切なのかと感じる。

### 事務局

身体障害、知的障害、それから精神障害も含めたという意味である。

### 委員

「も」を取って「精神障害に対応した」でよいのではないか。

### 事務局

厚労省が作成したイメージ図が第5期計画の10ページにある、そのタイトル

をそのまま使っている。

#### 委員

国が正しいとは限らず、従う必要はない。「精神障害に対応した」で全く問題ないと思う。

#### 事務局

意見を踏まえ、検討させていただく。

#### 委員

11ページの「(2) 施設入所者の削減」の数値は、保護者の高齢化あるいは保護者が亡くなってしまい、グループホームに入所せざるを得ないということで増員と思うが、今後増えてくるのは明らかだ。昨年グループホームが1か所できたが、地域移行の方はいない。今後グループホームがもっと必要になってくると思うが、島本町として既存の事業所にグループホームを増やしてもらおうよう働きかけることは考えているのか。

#### 事務局

具体的にどこかの事業所に働きかけるようなことはしていないが、本町ではグループホーム開設支援事業補助金という独自の補助がある。活用していただき、開設をお願いできればと思う。

#### 委員

一つひとつのケースを見ていくと地域移行など本当にできるのかと思う。施設が地域に開かれるかということの方が大事な気がする。在宅でないと地域生活ができないわけではなく、簡単に削減などと言うなと強く訴えたい気持ちがある。ただ、実際そうはいかないので徐々に削減を進めてもいいが、地域移行したくてもできない方もいるので、併せてグループホーム等の施設を増やしていただきたい。

#### 委員

施設を新設する場合、人材の確保が大変である。開設の補助金だけでなく、その辺りも町で助けていただきたい。

#### 会長

9ページの「(7) 障害福祉人材の確保」にも具体的な確保方法等を盛り込む必要があると思う。

先ほどの施設入所者の削減は、どこの自治体でも議論になるところである。選

択肢が施設しかない方も含めての地域移行は無理があり、11ページの「第6期計画の設定」にその旨の文言を入れるべきかと思う。

#### **事務局**

福祉人材の確保については、成果目標にどのような形で入れるか検討させていただく。

施設入所者の削減も、検討し、文言を考えさせていただく。

#### **委員**

基本目標が3点ほど国の指針により追加されている。それに基づき目標値が設定されているわけだが、これでよいのか。島本町内の事業所や民生委員児童委員も含めた様々な支援のリソースが当事者や保護者の顔を見ながら具体的に調整し、面的に対応できるようなネットワークをつくるべきはないか。次期計画では面的なネットワークの構築を島本町独自のコンセプトとして打ち出していきたい。

### **案件4 その他**

#### **会長**

その他の案件として、委員から何かあるか。

#### **事務局**

(今後のスケジュールの説明)

#### **会長**

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

< 閉 会 >